

臨床心理士と弁護士の連携による自殺予防対策の試み

—全国調査に基づく弁護士の法律相談業務における相談者自死ケースの把握—

若島孔文¹⁾・平泉 拓²⁾・川原 碧³⁾・三道なぎさ⁴⁾・進藤 果林⁵⁾
小林 智⁶⁾・斎藤昭宏⁷⁾

1) 東北大学 2) 東北福祉大学 3) 子ども家庭支援センター大森 4) 東北女子大学 5) 駿台甲府中学校
6) 東北文化学園大学 7) 和光クリニック

<要 旨>

本研究の目的は、臨床心理士と弁護士の自死対策における連携の在り方を検討するために、弁護士の自死経験の実態を定量的および質的に調査することであった。定量的な調査では、弁護士 263 名から弁護士の基本情報（年齢、性別、所属する弁護士会の所在地、弁護士経験年数）と、自死経験に関する回答を得た（弁護士が経験する自死に関連する相談者の状態（自死、自死未遂、希死念慮、精神科や心療内科への通院歴がある等の精神的に不安定）ごとの人数、相談者の基礎情報（年齢、性別、相談内容）。質的な調査では、弁護士 3 名（男性 1 名、女性 2 名）から協力を得て、①自死事例と心理士との自死予防における連携について尋ねた。調査の結果から、多くの弁護士が自死を経験することが確認され、性別や相談内容が自死リスクの評価において重要だと考えられた。また、インタビュー調査からも、相談者の性別や相談内容が自死リスクを見極める上での指標になることが示された。

<キーワード> 弁護士, 自死予防, 連携

【はじめに】

自死（未遂を含む）問題は、近年の社会問題である。自死の原因は、第一に「健康問題（うつ病等の精神疾患を含む）」、第二に「経済・生活問題」、第三に「家庭問題」である（警察庁, 2017）。「メンタルヘルス問題」やそれに伴う「自死」は、「経済・生活問題」「家庭問題」等のストレスイベントに関連する（森川ら, 2015）。メンタルヘルス問題への専門支援を行う臨床心理士と、経済・生活・家庭問題への専門支援を行う弁護士が連携し、心理面-社会面の 2 側面からクライアントの問題にアプローチすることが、自死対策に有効であると考えられる。

筆者を含む、臨床心理士を中心とした共同研究

チームは、仙台市弁護士会自殺対策委員ら有志の弁護士と 2013 年度より連携を開始し、希死念慮を抱えたクライアントへの弁護業務と心理療法の並行実施、勉強会やケーススタディを行ってきた。2016 年度から、臨床心理士と弁護士の自死対策における連携の在り方を精緻化しモデル化することを目的とし、弁護士業務における相談者自死や自死リスク者への対応についての実態調査を開始した（小林ら, 2016）。仙台市弁護士会に所属する弁護士 36 名を対象に「相談者の自死・自死未遂・希死念慮の有無」「その人数」「相談者の年代」「相談カテゴリ」について質問紙調査を行った（若島ら, 2017）。その結果、相談者の自死を経

験した弁護士は 25%、相談者の自死未遂経験は 36%、希死念慮や精神科等に通院するなど精神的に不安定な相談者経験は 92%にのぼることが明らかになった。長年の弁護士キャリアの中で、多くの弁護士が心理的問題を抱えたクライアントと関わるということが示された(若島ら, 2017)。

宮城県内の弁護士は高い確率で心理的支援を要する相談者を経験すると考えられたが、全国の弁護士の実態については未検討の課題であった。そこで、本研究では、全国的な実態調査を行う。加えて、従来の定量的な調査では弁護士が経験する実際の経験について詳細に把握することは困難であった。そこで、本研究では定量的な調査に加えて、弁護士の自死経験に関する質的な調査も実施する。

研究 1. 定量的な調査

【方法】

調査協力者と手続き Web 調査(Survey Monkey) および調査会社を利用し、39 の都道府県の弁護士会に所属する弁護士 268 人(男性 184 人、女性 84 人) から有効回答を得た。Web 調査の実施においては、日本弁護士会からの協力を得て、各県の弁護士会から所属弁護士に対して調査 URL を配布し回答を得た。調査会社の調査では、登録モニターから回答を得た。なお、結果の報告においては当該項目への回答欠損のある調査協力者を集計の対象から除外しており、記載されているサンプルサイズが上記有効回答者総数と一致しない場合があることを付記しておく。

調査用紙 弁護士の基本情報を確認するために、調査協力者の年齢(年代ごと)、性別、所属する弁護士会の所在地、弁護士経験年数を尋ねた。また、弁護士が経験する自死に関連する相談者の人数を調べるために、継続相談および受任した案件

(終了後を含む)における、依頼者・相談者の状態(①自死、②自死未遂、③希死念慮、④精神科や心療内科への通院歴がある等の精神的に不安定)ごとに経験した人数を尋ねた。最後に、依頼者・相談者について具体的な情報を得るために、①⇒②⇒③⇒④の優先順位で上限を 10 人として回答を得た。確認した情報は、相談者の状態(①～④)、性別、年齢、相談内容(家族・親族関係、雇用関係、刑事関係、交通事故、商事事件、債務、学校・教育問題、相隣関係、その他)である。相談内容に関しては、サブカテゴリーを設定し、具体的に尋ねた(Table 1)。

Table 1 相談内容のサブカテゴリー

【家族・親族関係】	離婚	【交通事故】	加害者
	面会交流		加害者親族・関係者
	相続		被害者
	その他		被害者親族・関係者
【雇用関係】	未払い賃金	【商事事件】	その他
	解雇		取引先との関係
	労災		会社内の関係
	パワハラ		その他
	セクハラ		【債務】
非正規問題	その他		
【刑事関係】	その他	【学校・教育問題】	子供の間のトラブル
	加害者		学校(教師等)とのトラブル
	加害者親族・関係者		その他
	被害者本人	【相隣関係】	騒音
	被害者親族・関係者		その他
その他	【上記カテゴリーに該当しない】その他		

【結果】

弁護士の基礎情報 年代の内訳は、20代が 14 人(5.2%)、30代が最も多く 104 人(39.0%)、40代が 100 人(37.5%)、50代が 35 人(13.1%)、60代が 12 人(4.5%)、その他が 2 人(0.8%)であった。性別の内訳は、男性が 184 人(68.7%)、女性が 84 人(31.3%)であった。以上より、全国の幅広い年代・性別の弁護士から回答を得られたと考えられる。また、弁護士としての経験年数は平均 11.46(SD =8.16)であり、経験年数のレンジは 1 年～42 年であった。このことから、新任の弁護士から 40 年を超える経験を持つベテラン弁

護士まで、幅広く回答を得られたと考えられる。

自死に至った相談者の経験割合 自死を経験したことがある人は124人(50.6%)であった(内27人(11.0%)は複数経験)(Table 2)。

自死未遂および希死念慮の相談者の経験割合 自死未遂を経験した人は83人(35.1%)であり(内35人(14.8%)は複数経験)、希死念慮を経験した人は128人(45.9%)であった(内90人(39.3%)は複数経験)。また、精神的に不安定な相談者に「非常によく出会う」と回答した人は62人(23.6%)、『やや出会う』と回答した人は122人(46.4%)、「どちらでもない」～「全く出会わない」と回答した人は79人(30.0%)であった(順に、Table 3、Table 4、Table 5)。

Table 2 自死の経験割合

経験数	度数	割合	累計度数	累計割合
4人以上	4	1.6%	4	1.6%
3人	6	2.4%	10	4.1%
2人	17	6.9%	27	11.0%
1人	97	39.6%	124	50.6%
0人	121	49.4%	245	100%

Table 3 自死未遂の経験割合

経験数	度数	割合	累計度数	累計割合
4人以上	9	3.8%	9	3.8%
3人	9	3.8%	18	7.6%
2人	17	7.2%	35	14.8%
1人	48	20.3%	83	35.2%
0人	153	64.8%	236	100%

Table 4 希死念慮の経験割合

経験数	度数	割合	累計度数	累計割合
10人以上	26	11.4%	26	11.4%
4-9人	25	10.9%	51	22.3%
3人	14	6.1%	65	28.4%
2人	25	10.9%	90	39.3%
1人	38	16.6%	128	55.9%
0人	101	44.1%	229	100%

Table 5 精神的に不安定な相談者の経験割合

	度数	割合	累計度数	累計割合
非常によく出会う	62	23.6%	62	23.6%
やや出会う	122	46.4%	184	70.0%
どちらでもない	34	12.9%	218	82.9%
あまり出会わない	37	14.1%	255	97.0%
全く出会わない	8	3.0%	263	100%

弁護士経験年数と相談者自死等の対応経験との関連 自死の経験と弁護士歴の関係を確認するために、自死経験の有無を独立変数、弁護士歴を従属変数とする対応のないt検定を行ったところ、有意差が得られた($t(242)=-4.35, p<.001$)。経験がない人の弁護士歴の平均は9.41年、経験がある人の弁護士歴の平均は13.76年であり、相談者自死を経験している弁護士は、そうでない弁護士よりも弁護士歴が長いことが示された。弁護士の経験年数を5年ごとにカテゴリズし、弁護士の経験年数と相談者自死等の経験を集計した結果をTable 6に示す。

Table 6 弁護士歴ごとの自死等の経験割合

弁護士歴	自死		自死未遂		希死念慮		
	度数	割合	度数	割合	度数	割合	
0-5年	0人	40	76.9%	37	75.5%	30	58.8%
	1人	11	21.2%	9	18.4%	6	11.8%
	複数	1	1.9%	3	6.1%	15	29.4%
6-10年	0人	47	51.1%	55	61.1%	33	38.8%
	1人	38	41.3%	20	22.2%	13	15.3%
	複数	7	7.6%	15	16.7%	39	45.9%
11-15年	0人	16	35.6%	29	67.4%	16	39.0%
	1人	23	51.1%	8	18.6%	6	14.6%
	複数	6	13.3%	6	14.0%	19	46.3%
16-20年	0人	9	39.1%	11	50.0%	6	27.3%
	1人	8	34.8%	5	22.7%	8	36.4%
	複数	6	26.1%	6	27.3%	8	36.4%
21-25年	0人	4	26.7%	11	73.3%	7	43.8%
	1人	8	53.3%	1	6.7%	3	18.8%
	複数	3	20.0%	3	20.0%	6	37.5%
26-30年	0人	2	28.6%	3	25.0%	3	50.0%
	1人	4	57.1%	3	25.0%	2	33.3%
	複数	1	14.3%	6	50.0%	1	16.7%
31年以上	0人	3	30.0%	6	60.0%	6	75.0%
	1人	4	40.0%	2	20.0%	0	0.0%
	複数	3	30.0%	2	20.0%	2	25.0%

相談者の性別 次に、相談者の状態と性別の関係を確認した。その結果、自死は男性 112 人(78.3%) 女性 31 人(21.7%)、自死未遂は男性 47 人(39.8%) 女性 71 人(60.2%)、希死念慮は男性 77 人(38.7%) 女性 122 人(61.3%)、通院歴は男性 156 人(38.7%) 女性 247 (61.3%)、精神的不安定は男性 48 人 (42.1%) 女性 66 人 (57.9%) であった。以上より、自死の案件は男性が多いことが示唆された。その一方で、自死未遂や希死念慮などは、女性の方が多いことが示唆された。

相談者の年齢 相談者の状態と年齢の関係を確認した。その結果、自死は 50 代が最も多く 42 人 (29.8%)、続いて 40 代が 35 人 (24.8%)、30 代が 22 人 (15.6%)、20 代が 17 人 (12.1%)、60 代が 16 人 (11.3%)、70 歳以上が 9 人 (6.4%) であった。自死未遂は 20 代が最も多く 25 人(22.1%)、続いて 30 代と 40 代が各 23 人 (20.4%)、50 代が 19 人 (16.8%) であった。希死念慮は 30 代が最も多く 54 人 (27.1%)、続いて 40 代が 48 人 (24.1%)、50 代が 40 人 (20.1%)、20 代が 33 人 (16.6%) であった。通院歴は 40 代が最も多く 135 人(34.2%)、続いて 30 代が 100 人(25.3%)、50 代が 71 人 (18.0%)、20 代が 51 人 (12.9%) であった。精神的不安定は 40 代が最も多く 35 人 (32.1%)、続いて 30 代が 24 人 (22.0%)、50 代が 22 人 (20.2%)、60 代が 12 人 (11.0%) であった。以上より、自死未遂は 20 代、希死念慮は

30 代の相談者において多く観察されるが、自死既遂は 50 代の相談者において最も多いことが示された (Table 7)。

相談者の相談内容 自死の案件では、「債務」が最も多く 40.2%であり (内、自己破産が 28.8%)、続いて「家族・親族関係」が 22.7%(内、離婚が 14.4%)、「刑事関係」が 14.4% (内、加害者が 9.8%) であった。次に、自死未遂の案件では、「債務」が最も多く 30.4% (内、自己破産が 24.1%)、続いて、「家族・親族関係」が 28.6% (内、離婚が 15.2%)、続いて、「刑事関係」が 22.3% (内、加害者が 16.1%) であった。希死念慮の案件でも「家族・親族関係」が最も多く 30.8%であり (内、離婚が 22.6%)、続いて「債務」が 27.2% (内、自己破産が 23.1%)、「刑事関係」が 21.0% (内、加害者が 15.9%) であった。(Table 8)。以上より、「債務」および「家族・親族関係」は自死リスクが高い相談内容だと考えられた。

【考察】

弁護士の基礎情報 2017 年全国弁護士調査においては、39 の都道府県の弁護士会に所属する弁護士 230 人から有効回答を得ることができた。年代の分布は 30 代を頂点として 40 代が続く形状となっており、これは全国弁護士連合会 (2017) の公表している弁護士人口の年齢構成比においても同様である。また、男性 184 人 (68.7%)、女性 84 人 (31.3%) という男女構成比は一見男性に偏

Table7 相談者の年代

年代	自死			自死未遂			希死念慮			通院			不安定		
	度数	割合	累計割合	度数	割合	累計割合	度数	割合	累計割合	度数	割合	累計割合	度数	割合	累計割合
10代	0	0.0%	0.0%	9	8.0%	8.0%	4	2.0%	2.0%	5	1.3%	1.3%	1	0.9%	0.9%
20代	17	12.1%	12.1%	25	22.1%	30.1%	33	16.6%	18.6%	51	12.9%	14.2%	9	8.3%	9.2%
30代	22	15.6%	27.7%	23	20.4%	50.4%	54	27.1%	45.7%	100	25.3%	39.5%	24	22.0%	31.2%
40代	35	24.8%	52.5%	23	20.4%	70.8%	48	24.1%	69.8%	135	34.2%	73.7%	35	32.1%	63.3%
50代	42	29.8%	82.3%	19	16.8%	87.6%	40	20.1%	89.9%	71	18.0%	91.6%	22	20.2%	83.5%
60代	16	11.3%	93.6%	9	8.0%	95.6%	12	6.0%	96.0%	28	7.1%	98.7%	12	11.0%	94.5%
70代以上	9	6.4%	100.0%	5	4.4%	100.0%	8	4.0%	100.0%	5	1.3%	100.0%	6	5.5%	100.0%

Table8 相談者の相談内容

		自死			自死未遂			希死念慮		
		度数	割合	合計	度数	割合	合計	度数	割合	合計
【家族・親族関係】	離婚	19	14.4%	22.7%	17	15.2%	28.6%	44	22.6%	30.8%
	面会交流	1	0.8%		2	1.8%		6	3.1%	
	相続	5	3.8%		3	2.7%		1	0.5%	
	その他	5	3.8%		10	8.9%		9	4.6%	
【雇用関係】	未払い賃金	0	0.0%	5.3%	0	0.0%	8.9%	0	0.0%	4.6%
	解雇	3	2.3%		1	0.9%		0	0.0%	
	労災	2	1.5%		0	0.0%		2	1.0%	
	パワハラ	2	1.5%		2	1.8%		5	2.6%	
	セクハラ	0	0.0%		5	4.5%		2	1.0%	
	非正規問題	0	0.0%		1	0.9%		0	0.0%	
	その他	0	0.0%		1	0.9%		0	0.0%	
【刑事関係】	加害者	13	9.8%	14.4%	18	16.1%	22.3%	31	15.9%	21.0%
	加害者親族・関係者	2	1.5%		0	0.0%		3	1.5%	
	被害者本人	2	1.5%		4	3.6%		6	3.1%	
	被害者親族・関係者	0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%	
	その他	2	1.5%		3	2.7%		1	0.5%	
【交通事故】	加害者	1	0.8%	2.3%	0	0.0%	0.0%	1	0.5%	5.6%
	加害者親族・関係者	0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%	
	被害者	2	1.5%		0	0.0%		10	5.1%	
	被害者親族・関係者	0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%	
	その他	0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%	
【商事事件】	取引先との関係	1	0.8%	0.8%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	1.0%
	会社内の関係	0	0.0%		0	0.0%		1	0.5%	
	その他	0	0.0%		0	0.0%		1	0.5%	
【債務】	自己破産	38	28.8%	40.2%	27	24.1%	30.4%	45	23.1%	27.2%
	その他	15	11.4%		7	6.3%		8	4.1%	
【学校・教育問題】	学校(教師等)とのトラブル	0	0.0%	0.0%	1	0.9%	0.9%	1	0.5%	1.0%
	子供の間のトラブル	0	0.0%		0	0.0%		1	0.5%	
	その他	0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%	
【相隣関係】	騒音	0	0.0%	1.5%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	1.0%
	その他	2	1.5%		0	0.0%		2	1.0%	
【上記カテゴリーに該当しない】その他		17	12.9%	12.9%	10	8.9%	8.9%	15	7.7%	7.7%

っているように見えるものの、先述の全国弁護士連合会の公表する統計情報において弁護士の男女比率は男性 81.6%、女性 18.4%であることが報告されており、母集団の男女構成比からかけ離れるものではなかった。従って、2017年全国弁護士調査は代表性の高い標本を対象に調査をするこ

とができたと考えられる。

自死に至った相談者の経験 調査協力者における相談者自死の経験率は 50%を超えており、t 検定の結果から、相談者が自死に至る経験は弁護士歴が長くなるほど身近になることが示唆された。クロス集計表を見ると、弁護士経験が 11 年以上

である者は自死経験率が未経験率を上回っていた。したがって、弁護士における相談者自死の経験は例外的というよりもより広く経験される事象であることが示唆された。

自死未遂等の自死リスク者への対応経験 自死リスク者への対応経験について、自死未遂の経験を持つ者(35.2%)、希死念慮を有する者(55.9%)、精神科への通院歴を有するなど精神的に不安定な者(97.0%)への対応経験はそれぞれ高い経験率を示した。弁護士はその相談業務において自死リスクが高い状態の相談者を経験する可能性も高く、弁護士が相談者を精神医学的・臨床心理学的支援に繋げる方法を確立する重要性が示唆された。

相談者の基本属性と相談者の状態について 基本属性との関連については、紙幅の都合上自死との関連についてのみ考察する。年齢に関しては50代が最も多く42人(29.8%)、続いて40代が35人(24.8%)、30代が22人(15.6%)、20代が17人(12.1%)、60代が16人(11.3%)、70歳以上が9人(6.4%)となった。厚生労働省(2017)に報告されている2016年内の年齢階級別自殺者数を見ると、最も自死者の多い年齢階級は40代の3,739人(17.1%)であり、次いで50代の3,631人(16.6%)、60代の3,626人(16.6%)、70代の2,983人(13.6%)と続いている。全国の弁護士を対象とした本調査と公的な統計を比較すると、40代と50代の自死者が多い点については共通していたものの、70歳以上の高齢者の自死件数が少ないという本調査に特有の傾向が見られた。本調査は自死既遂者、および、自死リスクを持つ相談者への対応経験について尋ねる調査であるが、報告された相談者の年齢階級別の内訳を見ると10代の相談者に関する報告が最も少なく(19人)、次

いで報告の少ない年齢階級は70歳以上(33人)であった。公的な調査との相違について、弁護士に法律相談をする機会が他の年齢階級に比べて少ないなどの事情を反映している可能性があり、この点については更なる検討の余地を残した。

性別に関しては、男性112人(78.3%)女性31人(21.7%)となった。これらのデータを公的な統計資料と比較すると、警察庁(2018)の公表した平成29年中の自死者数(12月末時点の暫定値)によると、自死者総数21,302人に対し、男性自死者は14,814人(69.5%)、女性自死者は6,488人(30.5%)である。自死者全般における男女構成比と同様の傾向が見られたことから、先行調査を支持する結果を得たと言える。

相談内容と相談者の状態について 自死既遂者における内訳を見ると「債務」が最も多く40.2%であり(内、自己破産が28.8%)、続いて「家族・親族関係」が22.7%(内、離婚が14.4%)、「刑事関係」が14.4%(内、加害者が9.8%)であった。以上より、相談内容の中では「債務」が最も自死を完遂するリスクが高いことが示唆された。また、これらの相談内容は自死未遂者や希死念慮を有する相談者においても高い割合を示しており、相談者の自死リスクを見極める上で重要な指標になると考えられる。

研究2. 質的な調査

【方法】

対象 インタビュー調査への同意を得た弁護士3名(男性1名、女性2名)から協力を得た。

倫理的配慮 調査は強制でないこと、自身の経験を思い出す等して相談が必要になった場合は、臨床心理士が対応することを記載した紙面を読んでもらい、同意・署名を得た。

インタビュー内容 インタビューでは、①自死既遂および自死未遂の事例の詳細、②相談者の印象（通院歴なども含む）、③自死リスクをどのように考えていたか、④心理士と連携していたらどのような違いがあったか、どのような対応が考えられたか、⑤心理士に期待することを尋ねた。

【結果】

事例のまとめ 5つの自死既遂事例と3つの自死未遂事例が得られた。自死既遂の事例では債務整理が1事例、離婚が3事例であった。また、自死未遂の事例では債務整理が1事例、離婚が2事例であった。特に、自死既遂事例では、全ての事例に共通して相談者は弁護士への相談内容以外にも複数の問題を抱えていた。

また、自死既遂事例では多くが男性であり（4事例）、精神的な問題を表出していた（4事例）。一方で、自死未遂事例は全て女性であり（3事例）、いずれの事例もうつ病の診断を受けて通院していた。複数の事案を抱えるなど困難な状況であっても、淡々とし、弱音を吐かない相談者のケースも存在した（自死既遂2事例、自死未遂1事例）。さらに精神科に繋がっているケースや支援体制がありながらも自死に至るケースも存在した（3事例）。

相談者への配慮 心理的に不安定な相談者への配慮について、①じっくり話を聞く、②気持ちの整理をする場所（カウンセリング等）を紹介する、③精神的な状態を見ながら聞き取りをする（話すことが難しそうな内容は無理に聞かない）、④親族の同席を求めるなどが挙げられた。一方で、相談者への配慮の難しさについて、弁護士の業務と相談者への配慮が相反するこ

とがあり、法的な手続きの事情で相談者への配慮を優先できない時があることが語られた。そこで、臨床心理士に期待することとして、①相談者の自死リスクのアセスメント、②相談者の気持ちの整理、③精神的に不安定な相談者の対応における注意点の教示などが挙げられた。

【考察】

相談者の性別や相談内容が自死リスクを見極める上での指標になることが示された。また、精神的に不安定な相談者が一定数おり、弁護士が自死リスクを高く評価していたり、相談者が精神科に繋がっていたりしても自死に至るケースは存在することが示された。

不安定な相談者が一定数いる中で、各弁護士は自死リスクを考えながら、様々な配慮をしており、奏功している部分も多いと考えられた。一方で、自死リスクが高い相談者への対応は各弁護士の裁量にゆだねられており、自死リスク者に対する支援体制を構築する必要がある。特に、法的な手続きと心理面の支援は相反することがあり、その両方を弁護士が担うことは困難であり、臨床心理士が連携することで、法的な手続きと心理的な支援の両方を提供していくことが重要である。心理士が期待される役割としては、相談者の精神状態のアセスメントやカウンセリング、精神的に不安定な相談者に対する弁護士からの対応の提案があげられる。

【総合考察】

定量的な調査および質的な調査を通じて、年齢や性別、相談内容などが自死リスクを推し量る際の指標となることが示唆された。加えて、全体を通じ、弁護士の法律相談業務における相談者の自死等の問題は、弁護士としてのキャリアを重ねる

うちに一般的に経験する事象であることが示唆された。その一方で、弁護士が弁護士業務を行いながら自死リスク者に心理的支援を提供することは困難であった。以上のことから、弁護士と臨床心理士との連携体制の構築について提案する重要性が改めて示された。今後の課題として、具体的な連携体制を検討と構築が求められる。

【謝 辞】

本研究は第 53 回（2017 年度）公益財団法人明治安田こころの健康財団の研究助成を受けて行った。本研究にご協力いただいた調査協力者と若島研究室の皆様にご心より謝意を表します。

【引用文献】

萩臺美紀・川原 碧・坂本一真・斎藤昭宏・安藤 樹・小林大介・清水 優・高木 源・小林 智・三道なぎさ・平泉 拓・若島孔文 2016 臨床心理士と弁護士の連携による自殺対策の試みー弁護士の法律相談業務における相談者自死ケースの実態把握ー 日本ブリーフセラピー協会第 8 回学術会議プログラム, p.23.

警察庁 2018 平成 29 年の月別自殺者数について(12 月末の暫定値)
https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/H29/H2912jisatsusha_zantei.pdf
2018 年 2 月 20 日閲覧

小林 智・若島孔文・平泉 拓・三道なぎさ・張新荷・兪 憬蘭・安藤 樹・小林大介・清水 優・高木 源 2016 自死予防対策として始まる弁護士との連携について(2) 東北大学大学院教育学研究科臨床心理相談室紀要, 14, p.49-65.

森川夏乃・若島孔文・板倉憲政・三道なぎさ・小林 智 2015 自死予防対策として始まる弁護士との連携について 東北大学大学院教育学研究科臨床心理相談室紀要, 13, p.49-53.

厚生労働省 2017 平成 28 年中における自殺の状況 - 第 3 章平成 28 年中における自殺の内訳 - http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/h28kakutei_4.pdf 2018 年 2 月 15 日閲覧

若島孔文 2013 自殺対策に関する取り組み事例 日本ブリーフセラピー協会第 5 回学術会議プログラム, p.14.

若島孔文・平泉 拓・萩臺美紀・小林 智・三道なぎさ・川原 碧・坂本一真・斎藤昭宏・進藤果林・安藤 樹・小林大介・高木 源・清水 優 2017 自死予防対策として始まる弁護士との連携について(Ⅲ)ー2016 年度の活動報告ー 東北大学大学院教育学研究科臨床心理相談室紀要, 15, p.1-11.

若島孔文・高坂加世子・高木 源 2016 離婚問題へのアプローチー弁護士と心理士の連携による自死対策プロジェクトー *Interactional Mind* 9 (2016), 109-122.

若島孔文・高木 源・小林大介 2017 離婚によるうつを抱える女性の復職支援について 精神療法, 43, p.238-245.

全国弁護士連合会 2017 弁護士等の実勢 - 弁護士数の推移／男女別年齢構成／男女別弁護士数の推移 - https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfb_a_info/statistics/data/white_paper/2017/1-1-1_tokei_2017.pdf 2018 年 2 月 15 日閲覧.